

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業 仕様書（令和8年度）

1 目的等

(1) 事業名

「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー導入事業

(2) 背景

- ・熊本県（以下「県」という。）では、令和8年（2026年）3月に策定した第七次熊本県環境基本計画において、県の事務・事業における温室効果ガスを2030年度までに60%以上（2013年度比）削減することや2030年度には、設置可能な県有施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標としている。
- ・目標達成のための施策として、県有施設への再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を推進し、平時の温室効果ガス排出削減と災害時における対応機能強化の両立を図ることとしている。

(3) 目的

- ・「初期投資ゼロモデル」を活用し、天草総合庁舎、天草警察署及び八代港コンテナターミナルに再エネを導入する。
- ・導入した再エネは、施設の電力として自家消費するとともに、災害時には非常電源として活用する。

2 事業内容

(1) 概要

- ・事業者は、対象施設に太陽光発電設備（カーポート型）及びその附帯設備（以下「再エネ設備等」という。）を導入し、事業期間において再エネ設備等で発電した電力を施設へ供給するとともに、当該再エネ設備等の運転・維持管理を行い事業終了後に撤去する。
- ・県は、再エネ設備等から施設に供給された電力を使用し、使用した電力量に応じて代金を支払う。
- ・施設で使用する電力量が、再エネ設備等で発電した電力量を上回る場合、不足する電力は、別途県が系統電力から調達する。
- ・再エネ設備等で発電した電力は、施設の電力として自家消費することを基本とする。ただし、発電量や需要量の変動により余剰電力が生じる場合、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「環境省交付金」という。）の交付要件（※）を満たす範囲内で売電を認める。
※再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を敷地内で自家消費した上で、自家消費分も含めて50%以上を同一都道府県内で消費すること。
- ・本事業の実施にあたっては、環境省交付金及び「初期投資ゼロモデル」による県有施設への再生可能エネルギー設備導入事業費補助金（以下「県補助金」と

いう。)の交付要件を満たす設備とすること。

(2) 対象施設

- ・天草総合庁舎（熊本県天草市今釜新町3530）
- ・天草警察署（熊本県天草市今釜新町3530）
- ・八代港コンテナターミナル（熊本県八代市新港町3丁目）

(3) 再エネ設備等

- ・本事業で導入する再エネ設備等は①～③のとおり。
- ・太陽光発電設備は、県が指定する場所に設置する。ただし、指定する場所への設置が困難などの合理的な理由がある場合、代替案による提案も可とする。なお、天草警察署内の駐車場への設置は行わないものとする。

①太陽光発電設備

- ・カーポート型の太陽光発電設備

【天草総合庁舎、天草警察署、八代港コンテナターミナル】

カーポート型の太陽光発電設備の設置に当たり、次の内容を十分に検討し、提案すること。

ア 現行の駐車台数、乗降スペースを確保すること。

イ 支持柱は後方支持型とすること。

ウ 車両の高さ及びドアの開閉等に制限がある場合は、標識等を施工し、注意喚起を行うとともに、カーポートとの接触事故等を含めた利用者とのトラブル防止を図ること。

エ カーポート屋根下には夜間点灯の照明を設置すること。また、カーポート設置に伴う既設外灯照明の利用に支障が無いこと。

オ 屋根からの雨漏りがないこと及び雨水の排水に配慮すること。

カ 景観の変更、太陽光パネルからの反射光（照り返し）を最小限に抑えること。

キ 日照確保のためカーポートに近接する植栽、植栽帯は原則全て撤去し、撤去跡の整地アスファルト等の整備を行うこと。

ク 敷地が浸水想定区域内である場合は、災害時にも使用できるよう留意すること。

ケ 沿岸部であるため、塩害対策を施すこと。

②据置型蓄電池

- ・据置型蓄電池（15kWh程度）3基

【天草総合庁舎、天草警察署、八代港コンテナターミナル各1基】

③①～②に付帯する配線等

消防車両等の大型車が通行する可能性のある場所を横断する配線は、原則、埋設方式とする。ただし、地表上の高さ6m以上を確保し、県の承諾を得た場合は、架空方式も可とする。

(4) 事業者が実施する業務内容

①再エネ設備等の検討

- ・導入する再エネ設備等の容量の検討及び施設の現地調査を行う。
- ・天草総合庁舎は既に設置されている太陽光発電設備があるため、施設の電気供給に支障を来さないよう協調運転を検討する。なお、既設太陽光発電設備とこれに付属する設備については、今回の工事においては原則設備の更新等を行わないこと。
- ・再エネ設備等の設置による施設の安全性の確認を行う。

②再エネ設備等の設置

- ・①について県の確認を受けた後、県と事業者との協議が整った場合、県と事業者との間で基本合意書（県と事業者の役割分担、再エネ設備等の導入場所等）を締結した上で、設計・施工（設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を含む。）し、再エネ設備等を設置する。
- ・カーポート型の太陽光発電設備を設置する場合、設置場所を引き続き駐車場として使用できるよう、必要な整備を行う。
- ・再エネ設備等の設置に伴い既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

③再エネ設備等の維持管理等

- ・導入した再エネ設備等について、運転及び点検・修理を行う。
- ・再エネ設備等に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合には、速やかに機能の回復を行う。

④再エネ設備等の撤去

- ・運転期間終了後、事業者は再エネ設備等を撤去した上で、必要に応じ復旧工事を行う。ただし、県が再エネ設備等の残置を求める場合には、県と事業者で協議の上で、再エネ設備等を事業者から県へ無償譲渡するものとするが、譲渡前に点検・補修を実施して、譲渡前点検・補修報告書（様式任意）を県に提出すること。
※カーポート型の太陽光発電設備の場合、その付帯設備であるカーポート本体も再エネ設備等に含まれるので、留意すること。
- ・再エネ設備等の撤去により既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

⑤その他

- ・事業者は、各対象施設のエントランス等に、モニター等の表示機器を設置し、発電量をリアルタイムで確認できるようにする。
- ・施設管理者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。説明業務の詳細については、県と事業者で協議の上で、決定する。
- ・県補助金の交付に必要な手続きを行う。

3 事業期間

- ・本事業の始期は、基本合意書を締結した日からとし、終期は、再エネ設備等の

運転開始日から起算して最長で20年を経過する日とする。

- ・再エネ設備等の運転開始時期は、令和9年（2027年）4月1日を基本とする。

4 事業費用

- ・県は、本事業で導入した再エネ設備等から施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。
- ・電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとし、電力量計の検定費用は、事業者が負担する。
- ・契約単価は、電力使用量に対する単一の電力量料金単価（以下「自家消費料金単価」という。）とする。
- ・自家消費料金単価は、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含め、原則、契約期間中固定とする。
- ・県補助金を最大限活用し、自家消費料金単価のコストダウンに努める。

5 事業実施の条件

(1) 基本的条件

- ・事業者は、事業実施にあたって以下のとおり、再エネ設備等を導入する対象施設について「①現地調査」、「②設備容量検討」、「③各種関係手続」、「④構造検討」を行い、建築基準法や電気事業法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。

※当該書類は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士により確認されたことを証するものであること。

- ・県が当該書類を確認し、再エネ設備等を設置可能と判断した施設のみ再エネ設備等の設置を認める。

①現地調査

- ・②～④の検討に際して、施設の現地調査を行うこと。

②設備容量検討

- ・再エネ設備等の容量については、対象施設ごとに適切な容量とすること。
- ・再エネ設備等により発電した電力は、施設や蓄電池の電力として自家消費することを基本とする。ただし、発電量や需要量の変動により余剰電力が生じる場合、環境省交付金の交付要件※を満たす範囲内で売電を認める。

※再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を敷地内で自家消費した上で、自家消費分も含めて50%以上を同一都道府県内で消費すること。

③各種関係手続

- ・事業実施に当たって必要な届出など、各種法令の規定に基づく手続は、事業者が所管官庁にて行うこと。また、工事着手に先立ち建築確認済証の

写しと建築確認申請書等の副本の写しを県に提出し、工事完了後には検査済証の写しを提出すること。

- ・特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の規制、電気事業法、蓄電池設置に係る消防法の規制及び取引用計器設置に係る計量法の規制については十分留意すること。
- ・消防認定キュービクルがある場合は、必要に応じて手続きを行うこと。
- ・八代港コンテナターミナルの敷地内は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）に基づく制限区域が設定されており、工事実施にあたり事前の許可手続きが必要となる。加えて、制限区域内への人や車両の出入時には毎回チェックが行われるため、保安管理者の指示に従うこと。
- ・文化財保護法に基づく確認を行い、必要に応じて手続きを行うこと。

④構造検討

- ・カーポート型の太陽光発電設備を新設する場合には、建築基準法等の規定に基づき構造計算を行い、強度上問題ないことを書面により報告すること。

(2) 施設の使用に関する条件

- ・事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担は、別紙2のとおりとする。なお、これに定めのないものについては、県と事業者の協議により決定する。
- ・再エネ設備等を設置した施設について、県が別途、施設の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止並びに一時撤去、保管及び再設置に応じること。なお、設備の移設に伴う費用負担が発生する場合、県と事業者で協議をした上で、県と事業者の負担割合を決定するものとする。
- ・県は、事業者が5で定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から再エネ設備等を速やかに撤去し、撤去により既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- ・県が自家消費した電力に付随する環境価値は、県に帰属するものとする。
- ・再エネ設備等の所有者が事業者以外の法人である場合、事業者は、5（6）に関する対応など、本書で定める事項に速やかに対応できる体制を構築するものとする。

(3) 工事の仕様等

- ・再エネ設備等に係る設計、材料、工事及び維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、計量法等の関係法令を遵守するものとする。また、環境省交付金及び県補助金の交付対象となる設備については、交付要件を満たす設備を導入すること。
- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及び「JIS C

8955(2017)『太陽電池アレイ用支持物設計標準』に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を県に報告すること。

- ・再エネ設備等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針により行うものとする。ソーラーカーポートについて、十分な耐震性能を有することを証すること。
- ・太陽光発電設備は、JET認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には、対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ・太陽光発電設備の設置に当たり、ガイドライン等を参考に周辺施設などへの説明を必要に応じ行うこと。(環境省:「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、資源エネルギー庁:事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)及び「資源エネルギー庁:説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」等)
- ・事業者は、施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気配線図(結線図)、安全対策、工事体制(連絡体制)、工程等の必要事項を網羅した工事計画書を県に提出し、承諾を得ること。また、構造計算を行った場合は、構造検討資料(構造計算書)を提出し、承諾を得ること。
- ・施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・施工にあたり、施設の利用や安全、他の工事に支障が生じないように、施設管理者等と事前協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。他の工事において、現場事務所や資材置き場として駐車場の一部を使用予定のため、設計施工にあたっては協議すること。

※令和8年度に予定している他の工事(予定)

- ・天草総合庁舎:受変電設備その他浸水対策工事
(令和8年(2026年)8月末完了予定)
- ・天草総合庁舎本館その他外部改修工事
(令和9年(2027年)2月末完了予定)
- ・八代港コンテナターミナル:造成工事、保安施設移設・更新工事
(令和8年(2026年)開始月及び完了月未定)
- ・既設設備の保守点検や施設の維持管理に支障がない計画とすること。
- ・工事期間中、県の職員等が行う施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。
- ・既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして既設の鉄筋を切断しないこと。また、漏水対策を確実にすること。
- ・再エネ設備等の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電を周知する文書等を作成し、県と協議の上で、電気主任技術者にも報告を行い、その

指示に従うものとする。

※停電作業に際しては、少なくとも3か月前には停電日を知らせること。また、停電日の設定に当たっては、関連する工事との調整を行い、停電回数は最小限となるようにすること。

- ・ 工事完成時には、現地で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類を3部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

(4) 責任分界点、維持管理（点検・修理）等

- ・ 事業者は、県及び電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。なお、本事業で設置する設備の保安監督に必要な手続（電気主任技術者業務の委託等）は、事業者において行うこと。
- ・ 本事業で設置する設備には、国の補助事業で導入した施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業の設備であることが分かるような表示（国の補助事業名、導入年度、事業者名等）を行うこと。
- ・ 事業者は、点検を毎年1回以上行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
- ・ 事業者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として再エネ設備等全般の点検を行い、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。

(5) 県及び第三者への損害

- ・ 事業者は、本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。
- ・ 損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、県へ写しを提出すること。
- ・ 県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。
- ・ 県が責任を負うべき合理的理由があるもの及び現時点で責任分担が決定されていないものについては、別途県と事業者で協議する。

(6) 再エネ設備等の撤去

- ・ 事業者は、事業期間終了後、事業者の負担により速やかに再エネ設備等を撤去した上で、必要に応じ復旧工事を行うこと。ただし、県が再エネ設備等の残置を求める場合には、県と事業者で協議の上で、再エネ設備等を事業者から県へ無償譲渡するものとする。
- ・ 再エネ設備等の撤去により既存設備や施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。
- ・ 県の都合により再エネ設備等を継続して設置することができなくなった場合は、県は、再エネ設備等の撤去を求めることができる。この場合の費用負担は、県と事業者で協議した上で決定する。
- ・ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を終了した場合は、原則として、事業者の費用負担により再エネ設備等の撤去を行い、原状回復を行う。ただ

し、県が再エネ設備等の残置を求める場合には、県と事業者で協議をした上で、再エネ設備等を事業者から県へ無償譲渡するものとする。

(7) その他

- ・事業者は業務上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。